

## 東邦大学障がい学生支援室規程

(設置)

**第1条** 東邦大学障がい学生支援に関する規程第16条に基づき、東邦大学健康推進センターに障がい学生支援室（以下「支援室」という。）を置く。

(目的)

**第2条** 支援室は、学内関係組織が障がい学生に対し適切な支援を行なうため、関係者間の調整を図るとともに建設的対話を促進し、もって障がい学生の円滑な修学に寄与することを目的とする。

(業務)

**第3条** 支援室は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 障がい学生の支援方法及び支援制度に関すること。
- (2) 障がい学生のニーズの把握に関すること。
- (3) 入学前の修学相談に関すること。
- (4) 障がい学生に対応した施設等の整備に関すること。
- (5) 障がい学生支援情報等の公開及び支援の啓発に関すること。
- (6) 学内関係組織及び学外関係機関等との連絡調整に関すること。
- (7) その他障がい学生の支援に必要な事項

(組織)

**第4条** 支援室は、次の各号に掲げる職員（以下「室員」という。）をもって組織する。

- (1) 障がい学生支援室長（以下「室長」という。）
  - (2) コーディネーター
  - (3) 各学部より選出され、当該学部を基礎とする研究科の認めた教員 各学部1名
  - (4) その他必要な教職員
- 2 室長は、健康推進センター長をもって充て、支援室を統括する。
- 3 第1項第2号に掲げるコーディネーターは、障がい学生支援に関する専門知識を有する者で、室長が指名したのもをもって充てる。
- 4 室長は、必要があると認めるときは、副室長を置くこととし、第1項第2号から第4号までに掲げる室員のうちから指名する。

(運営会議)

**第5条** 室長は、支援室の運営に関する事項を審議するため、室員による会議を招集し、その議長となる。

- 2 室長は、必要があると認めるときは、室員以外の者を会議に出席させ、意見を述べさせることができる。

(障がい学生支援連絡会議)

**第6条** 室長は、障がい学生の一人一人に応じた支援に関する連絡調整を行うため、当該学生ごとに関係者による連絡会議を置くことができる。

2 議長は、第4条3号室員のうち、当該学生が所属する学部・研究科より選出・承認された室員をもって充てる。

3 議長は、必要に応じて関係する教職員を招集することができる。

4 連絡会議は、当該学生の支援にあたり、東邦大学障がい学生支援推進委員会（以下「推進委員会」という。）に相談・報告する。

（事務）

**第7条** 支援室の業務及び運営会議の事務局は、室員が行う。

（施行の細目）

**第8条** 支援室の運営その他この規程の施行について必要な事項は、室長が定める。

（改廃）

**第9条** この規程の改廃は、推進委員会の議を経て、大学協議会の承認を必要とする。

## 附 則

1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。